

(別 紙)

民主主義を壊す衆議院比例定数削減の廃案を求める意見書（案）

国会は、憲法で定められた国権の最高議決機関であり、多様な意見が国政に反映される運営が求められる。

しかし、先の 2026 年特別国会において、国会で積み上げてきた議論を完全に無視した衆議院比例定数削減法案が、自民党と日本維新の会により国会に提出され、そのため野党が国会審議を拒否するという異常な事態となった。高市首相と与党が「数を力」にした乱暴な国会運営は、到底許されるものではない。

国会に提出された衆議院の比例定数 45 削減法案は、民主主義の根幹に関わる法案である。そもそも定数見直しについては、選挙制度とも関わり、民主主義の共通の土俵として、各政党が参加して議論されてきたものである。

現行の衆議院選挙制度は、小選挙区と比例代表の二つの選挙＝小選挙区比例代表並立制（以下、並立制）で構成され、1996 年衆院選から適用されている。

小選挙区は、選挙区の最大得票の候補者 1 人しか当選できず、それ以外の候補の得票は選挙区での当選に結びつかない大量の「死票」となるなど、大政党本位に民意をゆがめることにつながっている。小選挙区には本質的な弊害があることから、制度導入時には小選挙区制度を推進した勢力からも「民意の反映」を口にせざるを得ず、政党の得票に応じて議席を配分する比例代表と組み合わせた選挙制度となったのである。比例 45 削減は、並立制の趣旨を否定する大改悪である。

小選挙区定数 300、比例定数 200 で始まった並立制は、その後消費税増税などを強行するため「身を切る改革」を看板に定数削減が強行され、小選挙区 11 議席削減に対し、比例では 24 議席も削減された。

さらに比例のみ削減した場合、総定数に対する小選挙区の定数割合は制度実施時の 60% から 69% へ増加し、逆に比例定数は 40% から 31% へと減少。多様な民意の切り捨てがさらに強まるのは必至である。

並立制の中で、比例定数だけを一方的に減らすのは筋が通らない。また、比例定数のみを削減することは、民意を切り捨て、少数政党を国会から締め出し、多数党による独裁を招きかねない。与党に都合の良い内容での選挙制度改悪を許すのでは、民主主義は壊されてしまう。

2026 年 7 月 1 日、衆議院の政治改革特別委員会は、衆議院比例定数削減法案の採決を見送り、質疑ののち休憩に入りそのまま散会した。自民・維新両党は 7 月 8 日の党首会談で、同法案を先送りすることを合意した。野党の一致した対応と国民の世論が与党を追い込んだものである。

よって、国においては、国会に提出した衆議院の比例定数削減法案は、審議の先送りではなく直ちに廃案にすることを強く求める。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

令和 8 年 9 月 日
高 松 市 議 会

衆	議	院	議	長	}	宛	
参	議	院	議	長			
内	閣	総	理	大			臣
総	務	大	臣	臣			